

死刑廃止国際条約の批准を求める

VOL.137 頒価 300 円

# FORUM90

## 地球が決めた死刑廃止

2014年8月25日発行  
フォーラム90実行委員会  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13  
港合同法律事務所気付  
TEL: 03-3585-2331  
FAX: 03-3585-2330  
振替口座: 郵便振替 00180-1-80456  
加入者名: フォーラム90

### 目次

死刑囚絵画展 2005～2014年 1頁

谷垣禎一法相による五度目の死刑執行に抗議する 佐藤大介/  
安田好弘/安西敦/田口真義 2頁

抗議声明 3頁

死刑日録 9頁

アメリカ死刑廃止最前線 堀和幸 10頁

資料・国連自由権規約委員会勧告 14頁

公開市民集会 裁判員制度と死刑のご案内 15頁

死刑映画週間Ⅱ京都のご案内/インフォメーション 16頁

# 死刑囚絵画展 2005年～2014年

## 大道寺幸子基金の10年

死刑廃止のための大道寺幸子基金の  
死刑囚公募作品のすべて  
9年間の応募作品全作品展示

死刑囚が描いた絵を見たことがありますか？

いま、死刑囚が描く絵に、大きな関心が寄せられています。

各地で開かれる死刑囚絵画展には、大勢の人が詰めかけて、一枚一枚の絵とじっくり向き合っています。

「ちょっと怖いけど、ちょっと哀しい。」「罪を犯した人がこんな色づかいで絵を描けるのか。」「心の叫びが聞こえてくるようだ。」「償いの気持ちや家族への思いが伝わってきた。」「きれいで怖くて不思議な気持ちになった、罪と命って難しいですね。」「これだけの表現力があることも心情もわかるが、なぜ事件を起こす前に踏み留まらなかったのか。」「冤罪を訴える人の作品の迫りに打たれた。」――

死刑制度への賛否を超えて、さまざまな反響が届いています。

死刑囚が文章や絵画を通して自らの思いを表現する「死刑囚表現展」が始まって、今年では10年目です。

東京では、たくさんの作品を一挙に展示する機会をつくるのが、なかなかできませんでした。10年目



「タイムスリップ あの時代へ」2010年  
松田康敏 2012年3月29日死刑執行

を期して、その初めての試みを行います。またとない、この機会に、ぜひ、お越しください。

2014年9月14日(日)～23日(火)  
10時～21時

(ただし、初日14日は15時～21時、  
最終日23日は18時まで)

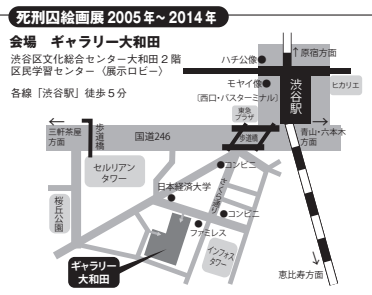
会場: ギャラリー大和田  
東京都渋谷区桜丘23-21  
渋谷区文化総合センター2階  
入場無料

主催 死刑囚絵画展運営会

共催 死刑廃止のための大道寺幸子基金  
死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90  
アムネスティ・インターナショナル日本

死刑囚表現展の選考は、以下の方々によって行なわれています。

池田浩士(ドイツ文学者)/加賀乙彦(作家)/川村湊(文芸評論家)/北川フラム(アートディレクター)/坂上香(映像作家)/香山リカ(精神科医)/太田昌国(民族問題研究者)



### 世界死刑廃止デー企画

## 響かせあおう死刑廃止の声 2014

10月11日(土) 13時 四谷区民ホール

講演・青木理、シンポジウム・死刑廃止のための大道寺幸子基金選考委員。大道寺幸子基金2014年公募作品(絵画部門)は当日会場で展示します。また10年目を迎えた大道寺幸子基金を今後どうするかの方針も発表します。

集会終了後、デモを予定。詳細はフォーラム90ホームページおよび死刑廃止チャンネルでお知らせします。

# 谷垣禎一法相による 五度目の死刑執行に抗議する

◆6月26日、谷垣禎一法相は大阪拘置所で川崎政則さん（68歳）の死刑を執行した。以下に掲載するのは7月12日18時から文京区民センターで行われた執行抗議集会での発言などを掲載する。

今回、執行された川崎さんは事件は香川県で起き、

## 川崎さんの事件と裁判に思う

佐藤大介（共同通信記者）

一審、二審も高松地裁、高裁で行われています。私は2002年から2006年まで高松支局におりまして、ある程度の土地鑑もあるということと、共同通信が福島瑞穂事務所を通して行ったアンケートに川崎さんにも回答して頂いたので、非常に記憶に残っております。この時の記録と、全体的にどういう状況があったのかを、私は直接事件を取材していないもので、ディテールについてはどうしても分からないところはありますが、なるべく細かい所を、直接取材した記者に聞いて、報告したいと思います。

### 1、事件について

香川県は、基本的に大きな事件がない場所であるだけに、この事件は香川県だけでなく全国で大きなニュースになりました。事件が起きたのは2007年11月、場所は、岡山県と香川県を結ぶ瀬戸大橋の香川県側の入り口にある坂出市というところでした。2007年11月15日、山下茜ちゃん（当時5歳）と、山下彩葉ちゃん（当時3歳）の姉妹が、祖母のパート従業員三浦啓子さん（当時58歳）の家に泊まりに行くと言い残して外出しました。三浦さんの家は、姉妹の家の隣にあり、隣のおばあちゃんの家遊びに行っていたわけですが。翌日、姉妹のお母さんが迎えに行くと、三浦さんの家は無人になっており、寝室に血痕があり、寝室のカーペットの一部がL字型に大きく切られていました。このため、姉妹の両親が地元の坂出警察署に通報します。坂出警察署は3人の行方を探しますが、手がかりが掴めないまま、翌々日の17日に三浦さんの携帯電話の電波が途絶えたことを確認します。このため、事件性が濃いと判断した県警は18日になって捜査本部を設置して、19日にはDNA鑑定を行い、この血痕が3人のものであると確認されます。捜査本部は27日になって、三浦さんの義理の弟で、当時無職だった川崎政則さん（当時61歳）を、死体遺棄容疑でまず逮捕します。

川崎さんの供述では、16日の午前3時頃、三浦さんの家の前に車で乗りつけて、鍵の開いていた玄

関から入り、ベッドで寝ていた3人を刃物で襲った。当初、三浦さんだけを殺すつもりだったが、騒がれたために姉妹も刺し殺した。3人の遺体を車に詰め込んで、坂出港の近くの資材置き場に遺棄した。

1メートル離れて穴が二つあり、一つには三浦さん、もう一つには姉妹があおむけの状態に埋められていたといいます。坂出市内の墓地から、凶器とみられる刃渡り20センチの刃物も見つかっています。

川崎さんは犯行翌日の17日にもパン工場には出勤していたのですが、18日から突然姿を見せなくなります。事件発覚後は、坂出市から隣の高松市に引っ越すなどの行動をしており、捜査本部は早い段階から川崎さんを参考人として、任意で事情を聴いていたという背景があります。川崎さんは被害者三浦さんの義理の弟、つまり三浦さんの妹が川崎さんの妻なんです。その奥さんが、この年の4月に病死しています。生前、殺された三浦さんに対して200万円を貸していた。川崎さんは妻の死後に借金の事実を知ったために殺意を募らせていたのが動機とされています。奥さんが亡くなった後、普段から「私の妻は騙されていた」と怒り、取調べでもそういうことを述べているんです。三浦さんはこのほかにもいろんな借金があったとされています。奥さんは、亡くなる直前に「恨みを晴らしてほしい」と川崎さんに言っていた、それが強い動機になったとされています。亡くなった3人は、いずれも胸を中心にお腹や胴体に鋭利な刃物による刺し傷が複数あり、抵抗してできるような傷がなく、一気に刺し殺されたのではないかとということで、強い殺意があったと検察側は断定しました。そして、なぜ幼い姉妹まで殺してしまったのか。そこについては、いるはずのない子どもがいる。これによってパニックになってしまった、と川崎さんは説明しているんですね。逮捕後の報道や記者から聞くと、姉妹についてはたいへん申し訳ないことをした、と反省の弁を述べているんですけども、笑みを浮かべたり、自分のやったことを客観的に捉えられないような、ほんわかした雰囲気があって、どういう人間なのか分からないというようなコメントが、捜査関係者から出たと聞いています。

この事件は、1週間経って川崎さんが逮捕されるのですが、非常にマスコミから注目を浴びたんですね。なぜかと言うと、この少し前に2006年4月に秋田で児童連続殺人事件がありました。畠山鈴香さんというお母さんが、自分の子どもと知人の子どもを殺してしまった事件があって、これも最初犯人が分からなかったんですが、結果として母親が逮捕さ

れる。メディアの前で多弁だった人が犯人だったという事件があったんですが、この事件も山下茜ちゃん、彩葉ちゃんのお父さんの山下清さんと言う方がメディアの前に出てきてよくしゃべったんです。キャラクターの立っている方で、風貌も何と云いますか、ワイドショー的なものの餌食にされやすい人だったんですね。被害者遺族なのになぜこんなにしゃべるんだ、これは第二の畠山事件なんじゃないか、というところでヒートしたんです。当時の記者に聞くと、山下清番という担当が作られて、お父さんの動向を逐一張ると言う役目も各社してたんですね。今では半分笑話話になっておりますが、根は深刻なんです。当時お父さん、べらべらしゃべるものですから、マスコミが常にいるので買い物にも出られなくなった。そこで香川県警のパトカーがお父さんを迎えに来て、広報の担当官が買い物まで連れていこうとしたところ、これは任意同行だと各社が色めきたって、「ついに任意同行」という速報を打ちかけたという、なんとも間抜けな話もあるぐらい、お父さんが犯人視されたと、そういう背景もありました。それでこの事件がものすごく注目されたという部分もあります。

## 2. 裁判

川崎さんの逮捕後の拘置理由開示の法廷が12月13日に行われていて、川崎さんは動機について、

今回死刑を執行されたかた

川崎政則さん (68歳：大阪拘置所)  
坂出祖母孫3人殺人事件 (2007年11月16日)  
2009年3月16日 高松地裁 (菊池則明裁判長) 死刑判決  
2009年10月14日 高松高裁 (柴田秀樹裁判長) 控訴棄却  
2012年7月12日 最高裁第一小法廷 (白木勇裁判長) 上告棄却死刑確定  
2014年6月26日 大阪拘置所にて死刑を執行される

三浦さんを憎んでいたと述べて謝罪をする一方で、いろんな意味不明な発言をしています。当時のメモがあるので読んでみたいと思います。

弁護士「警察から出たいですか？」

川崎「やっぱり、私は出たいです」

弁護士「家に帰りたいたいですか？」

川崎「はい」

弁護士「今、一番気にしていることは何ですか？」

川崎「私はレオパレスに引越したんですが、宝くじを今まで20年以上買っていて、レオパレスの部屋に置いてあるので、気になります。弁護士さんにもお願いしたいのです」

弁護士「宝くじが当たったら、何をしますか？」

川崎「まだ将来のこと以外考えていません」

弁護士「他に気になる事はありますか？」

川崎「部屋の事です。冷蔵庫にバナナなど腐るものがいっぱいありますし、荷物全部を取りに来て

## 抗議声明

本日(6月26日)、川崎政則さん(68歳：大阪拘置所)に死刑が執行されたことに対し、強く抗議する。

谷垣禎一法務大臣による死刑執行は、昨年12月12日に次ぐ、5度目であり、被執行者は9人にのぼる。本日の死刑執行は、通常国会の閉会を待ち、7月に予定されている法務省幹部人事の前に周到に準備されたものであるといえる。

これで安倍晋三政権は、第一次政権で10人、第二次政権で9人、合計19人の死刑を執行したことになる。5年5か月に及んだ小泉政権での被執行者の数は8人であるから、安倍政権がいかに死刑執行に血道を挙げ、死刑制度存置に執着しているのかがわかっていうものである。

2007年に発生した「坂出3人殺害事件」の被告人とされた川崎さんには、知的障がいや発達障がいがあり、当初から刑事責任能力や訴訟能力についての疑念がもたれていた。

しかし、川崎さんの第一審は、2008年7月の初公判後の精神鑑定と期日間整理手続を経た2009年3月9日から12日までのわずか4日間の集中審理によって結審し、同年3月16日に死刑判決が言い渡されている。

この裁判は、2009年5月から施行された裁判員裁判を見据えた「モデ

ルケース」とされているが、法律のプロでも判断の分かれる責任能力の有無の判断が裁判員裁判や短期間の集中審理に馴染むかという問題は、裁判員制度が導入された現在でも未解決となっている。

一審の裁判を傍聴していた記者によると、川崎さんは「自分は頭がおかしいのです。冷蔵庫にあるバナナが気になるので、早く帰りたい」などと証言をしており、弁護士も知的障がいや広汎性発達障がい等を理由に心神耗弱を訴えていたが、裁判所は詐病と判断した。

加えて、2012年7月の最高裁での死刑の確定以降わずか1年11か月でのスピード執行となったことについては、誤った拙速裁判を糊塗するものであり、裁判員裁判での死刑確定者の執行に道を開くものとなるのが懸念される。

また、本日6月26日は、国連拷問等禁止条約が発効した日であり、国連総会において「拷問被害者支援の日」と定められている。日本も締約国である同条約の対日審査の場においては、日本が存置している死刑制度と死刑確定者の処遇が再三問題とされてきた。

それにもかかわらず、「拷問被害者支援の日」にあえて死刑を執行することは、国際世論に対する重大な挑戦といわざるをえない。

現在、「死刑大国」といわれる米国においても死刑執行や死刑制度そのも

のを見直そうという動きが全土で広がりにつつある。

日本においても3月の静岡地裁による袴田巖さんに対する再審開始決定以来、死刑の在り方を再見するという雰囲気は醸成されつつあった。

しかるに今回の死刑執行はこうした動きに水を注すものであり、日本政府が死刑という究極の刑罰を手放そうとはしないことを世界に表明し、国際社会からさらに孤立する道を選択する機会となった。

死刑は、国家による殺人を肯定するものであり、応報感情を社会に蔓延させる極めて有害かつ危険なものである。死刑には犯罪抑止の効果はなく、また、被害者の救済や社会の平穏にも資するものではない。さらに、死刑は人道と民主主義に反する。

日本政府および法務省は、死刑廃止の国際世論に真摯に向き合い、死刑が恥ずべき誤った刑罰であることを認め、ただちに死刑執行を停止すべきである。

私たちは、死刑の廃止を願う多くの人たちとともに、また、谷垣法務大臣に処刑された川崎政則さんに代わり、そして、死刑執行という苦役を課せられている拘置所の職員に代わって、谷垣法務大臣に対し、強く、強く抗議する。

2014年6月26日  
死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90



もらうことです」

全体的に、殺人行為については自分なりにもっともな理由がある、釈放してほしいということは匂わすんですけれども、弁護士としては知的能力に問題があるので、非常に慎重に取り扱ってほしいということを行っています。川崎さんは法廷で、妻から亡くなる前に「かたきを取ってくれ」と言われて、死後に日頃から妻が三浦さんから金をせびられていたことを知ったと主張しています。憎んでいたということは何回も言うんですね。小さな子どもを殺された遺族に対しては、申し訳ありません、お詫びしますという一方で、腐ったバナナが云々という話が出てくるわけで、精神的には、一般の状況とはちょっと違うものを感じるということですね。

7月17日から初公判が行われるんですが、川崎さん側は、起訴事実を全面的に認め、弁護士も事実関係について争う姿勢は取っていません。争点は、川崎さんの刑事責任能力になりました。弁護士側は、精神鑑定の実施を求め、裁判所もこれを認めています。精神鑑定は3カ月行われ、弁護士側、検察側双方から「刑事責任能力あり」との判断が出されています。公判では、検察は、川崎さんは現場を下見し、手袋や返り血を防ぐかっぱなど、13種類もの道具を用意していたと指摘して、周到な準備をして証拠も隠滅している、完全責任能力はあったとしている。弁護士側は知的能力が低く、特定不能の広汎性発達障害で、犯行を思いとどまることが著しく困難な心神耗弱状態だったと主張しています。2009年3月に検察側が「これは人間性のかけらもない、冷酷無比な所業」として死刑を求刑します。検察側は「現場を下見して、事前に遺体を埋める穴を掘って、包丁を準備するなど、犯行は計画的である」と指摘しています。精神鑑定の結果から、完全責任能力は証明された、と結論付けています。

弁護士側が最終弁論で行ったのは、「被告は先天的に知的能力が低く、特定不能な広汎性発達障害で、心神耗弱状態であった」という従来の主張をして、精神年齢は15歳程度であると。これは18歳未満を死刑にしない少年法の適用をして、無期懲役とするのが相当であると述べました。

その4日後の判決公判では、裁判長が「自己の犯罪を覆い隠すため、ひどく泣き叫ぶ幼い子どもたちに攻撃を加えたのは、被告人には人間性のかけらも見いだせない」と非難して、死刑を言い渡しています。弁護士側は即日控訴しますが、同じ年の9月に控訴審があって、これは即日結審しています。10月14日の高裁判決で、控訴棄却。2012年6月の上告審の弁論で弁護士側は「強い殺意を持った経緯も、被害者側が被告の妻から金を借りるなどした事情があって、死刑は重きに失する」と主張をしたのですが、7月12日に最高裁第一小法廷は、殺害に及んだ点に酌むべき事情はないとして上告を棄却、死刑が確定します。

### 3、拙速裁判、早すぎる執行

私たちが、死刑囚133人へのアンケートを送ったときに、川崎さんは確定した直後で、133番目のリストにあがっていました。死刑の執行施設は、各高裁があるところにあるのですが、四国だけではない。四国の場合は大阪に移送して執行するので、もう大阪に移送されているだろうと、我々は大阪拘置所に送ったのですが、返送されてきた。それでは高松におられるんだろうということで、高松に送って、この回答が来たんですね。回答が届いたときには、もう彼は大阪拘置所に移送されていたということになるのですが。

この事件の一審判決のすぐあとの5月に裁判員制度が始まる予定でした。それを踏まえて、ものすごく早く審理を行ったという印象があります。地裁は2008年7月の初公判を挟んで、公判前と期日間の整理手続きで争点を整理し、2009年3月9日から4日連続で公判を開いて、結審から4日後のスピード判決となっています。裁判官、検察官、弁護人の三者間でも公判前整理手続と期日間整理手続を7回行って、争点を徹底的に明確化したとあるのですが、地裁としては裁判員制度の実施を踏まえて、今回我々がうまく出来なかったら、本番うまく出来ないんじゃないかという見込みがあったと聞いています。裁判体のほうが、そういったものに対して積極的だったということと、弁護士も検察側も、それを受け入れたという背景があると思うんですが、一審も求刑から4日後に死刑判決が出て、二審も即日結審ということで、果たして審理が十分尽くされていたのかは、私から見ても疑問の余地があると思います。

あと、彼を公判で直接見た記者の印象ですが、一つの事に対する執着心が異常に強いと感じたと言っています。気に入らないことがあると、亡くなった奥さんにも暴力をふるうこともあったし、相手の気持ちを推し量る、理解することについて、少し能力が欠落しているのではないかなと思ったとのこと。また、何人かの記者に聞いたのですが、責任能力という点については、精神鑑定を行ったら「ある」と出るのだろうけれども、非常にグレーゾーンなんじゃないかと。そのグレーゾーンの扱いをどうするかということが十分に話されないまま、死刑判決が出て、随分早い執行を迎えてしまったんじゃないかと思う。

彼の、一つの事に対するこだわりというのは、このアンケートの中にもいっぱい出てくるわけです。「私は頭が可笑しいのです」という言い方で書いていますが、「この世の中で悪い人間を殺しました」「罪のない人間を巻き添えて死なした加害者は最初に悪い人間だけを殺すつもりでいた」。つまり三浦さんを殺すつもりで最初はいた。「この世の中にはいっぱい悪い人間がおります」「その1人を私が殺しました」「この世の中から1人の悪い人間

がいなくなったのです」「私はそれでいいと思っています。正当だと思えます」。こういった、全体的な状況を見られない、一つの固執した自分の気持ちに対してどこまでもそれを離れない。それが犯罪に結びついて重大な結果を招いても、幼い子ども2人を殺してしまったことについては反省するけれども、もう一つについては、どうしても反省というところにはいかないとか。全体的なところを判断できないということで弁護側は精神年齢15歳という見方をしたんだと思いますが、そこについて裁判所が完全責任能力ありと判断したことは、一体どうなのかと気になるころではあります。

私が話を聞いた記者も、執着心が強く、今回は被害者つまり啓子さん嫌だと思ったら、排除しないと気が済まない。そういう気質があったんじゃないかというような言い方をしています。

川崎さんはアンケートの最後にこう記しています。「すいませんが1つお願いがあります。東京のフォーラム90へと救援センターへ、大阪拘置所へ替わったことを伝えて貰いたいです。急にこちらへ替わったものでお願いします」。結果的に、これが我々が知る川崎さんの最後の言葉になってしまったということです。執行の日に地元の記者に電話して聞いたのですが、どの記者に聞いても、余りにも早いのでびっくりしたと。死刑というのは、普通5年も6年もかかるはずなのじゃないかと。我々も133人のリストをあげて送付した、その133番目の人がもう処刑されてしまうというところが、非常にわからないなと思います。

そしてこの点についても、法務省担当の記者が谷垣さんの記者会見の際に質問しているわけですが、順番については答えない。袴田事件の再審が認められた後に執行した影響についても、個別のことについては一切答えないと。一切合財答えないまま、また執行が行われて、記憶の中に消えていく。そういうことがあってはいけないなと、調べていて改めて思いました。いずれにしても非常に拙速な中で行われて、説明不足な中でまた執行が行われたという印象はぬぐえないなと思っています。

川崎さんが死刑執行されたことを、非常に悲しく思います。

彼がした犯罪は取り返しがつかないものです。決して許されるものではありません。でも、だからといって、彼が殺されなければならなかったとはどうしても思うことができません。彼は、知的に問題がありました。彼は、自分の罪の重さを理解していたのでしょうか。彼は、自分が死刑になるということの意味を本当にわかっていたのでしょうか。今でも疑問でありません。

なぜ今回の執行に彼が選ばれたのかも疑問です。彼の刑は確定してからまだ2年もたっていないのです。身を守る力が低い彼が選ばれてしまったのではないかと考えてなりません。死刑が確定して、いずれは彼が殺されることがわかっていたはずなのに、私は彼のために再審を始めることも恩赦を求めることもしていませんでした。一審の弁護を通じて、彼の能力ではそういう手続のことなど理解できないことがわかっていたのに、何もしていませんでした。私は、彼と親族や友人ほど近い

関係でもないし、一審が終わってからも何年も会ってはいませんが、それでも、一時期は関わった彼が死刑という形でこの世から去ってしまったことがきちんと受け入れられないでいます。

今となっては、彼のためにできることはなくなってしまいました。せめて今後は、彼のように死刑という形で人命が失われることがないように、死刑廃止の活動に取り組んでいくしかないと思っています。

2014年7月11日

弁護士 安西 敦

## この執行の意味するもの

安田好弘 (弁護士・フォーラム90)

### 1、裁判員裁判の先取り

谷垣法務大臣は、6月26日、大阪拘置所で川崎政則さん68歳に対し、死刑を執行しました。谷垣法務大臣は、昨年、1～4カ月の間隔で合計4回の執行をしてきました。ですから、今年は2月、3月あるいは更に4月、5月に執行があるのではないかという情報が入ってきました。しかし彼は半年間、執行しませんでした。私どもには、袴田事件や飯塚事件の再審を踏まえて、見直しをやっているのではないかという期待感もありました。しかし6月に入って必ず執行するという話が出てきて、執行の前日の夜10時少し前、「明日、執行がある」という情報が入りました。そして翌日の朝8時過ぎ、「今日、執行がある」というさらなる情報もありました。そして、9時40分過ぎ、「1人の執行があった」という情報が入りました。それから9時43分、川崎さんが大阪拘置所で執行されたという情報が入ったわけです。

川崎さんに対する裁判にも、また死刑執行についても、たいへん大きな問題があります。裁判は、裁判員裁判の予行演習というか、超々と言って良いほどの拙速で行われました。第一審の第一回公判で精神鑑定を命令しています。こういうことは、一般的にはありえないことです。第一回公判で鑑定命令を出すということは、捜査段階で作成された本人の調書が全く検証されないまま鑑定を行うということですし、また本人の話をも全く聞かないで鑑定を行うということですから、つまり、捜査段階で作成された調書の内容が真実だという前提で鑑定が行われるということですから、しかし、調書は、本人が喋ったことではありません。本人が語ったことを警察官、検察官が整理して作成したものです。ですから、その内容は、自ずから理路整然としていて不自然や不合理な点は



ないものとなっていますし、特に動機や犯行当時の心理状態などは捜査官の理解したものが記載されているわけです。従って、これらの資料だけから鑑定が行われれば、よほどの例外がない限り、結論は決まっています。行動に異常な点はないとして、「正常」という鑑定結果が出るのが当たり前のわけです。私も弁護人は、とにかく、鑑定は第一回公判からやるべきではない。弁護人がきちんと検証した資料に基づいてやるべきであると提唱してきました。しかし、川崎さんの裁判ではそうではなくて、裁判の冒頭で鑑定命令が出され、休廷に入り、鑑定の結果が出るのを待って、裁判は再開され、4回の連続公判が行われ、死刑求刑の4日後に死刑判決が出るという、拙速裁判が行われたわけです。鑑定の結果が出た後に本人の話を聞いても全く意味がありません。最初から結論が決められていたのではないかと考えてもおかしくないような第一審の裁判だったと思います。

そして第二審は、わずか1回で結審しており、第一審の判決に対する検証が行われた形跡がありません。第一審から二審の裁判が終わるまで、鑑定という裁判の休止期間を入れても、わずか10カ月。とんでもない拙速な裁判が行われたわけです。そこには、被告人本人の十分な弁解の機会があったとはおよそ想像できませんし、弁護人の十分な弁護を受けたとはおよそ言えないと思います。

## 2、意図的な早期執行

さらに今回の執行を見てみますと、川崎さんは、死刑判決が確定してから1年11カ月で死刑が執行されています。過去10年間の死刑執行までの期間は、約5年6か月ということですから、昨年4月に濱崎さんが1年4カ月で執行され、昨年12月に加賀山さんが1年4カ月で執行されたことからしますと、谷垣法務大臣は早期執行を意図的にやっています。つまり、彼は、再審請求をさせないため、つまり死刑に対し異議を申し立てられる前に死刑を執行していくことを考えていると思います。この拙速裁判と拙速執行は、独裁政権が政敵に対して行う即決裁判・即決執行と通底するものがあるのではないかとともに思います。

次に、なぜこの時期に死刑を執行したかということです。彼は袴田事件、飯塚事件の再審の様子を見ていたのだらうと思います。その結論がどうなるかということを見るために死刑執行を控えていたと思います。袴田事件では身柄が解放されるというたいへん良い結果が出たわけですが、飯塚事件では請求棄却というたいへん不幸な結果も出ました。袴田事件の成り行きを見て、つまり袴田事件の影響が沈静化するのを待って、死刑を執行した。それが今回の執行だったのではないかとともに思います。そして、半年間も死刑執行をしないのを避けようとしたのだと思います。

袴田事件を通して、改めて死刑制度の根本的欠陥

が明らかとなりました。それは、死刑には冤罪が不可避であるということです。ですから、死刑制度について根本的な見直しが必要であることが、袴田事件で明らかとなったわけです。しかし、谷垣法務大臣は、そうではなく、死刑を執行するというのもって答えたわけです。政治的責任の放棄です。

彼は就任以来、5回死刑を執行しています。これは過去の法務大臣のなかでは最多の回数になります。これからもわかるように、彼は死刑積極主義者です。彼は死刑が必要だと考えています。死刑執行の際の彼の記者会見では、袴田事件で死刑冤罪が明らかになったにもかかわらず死刑を執行したのはどういうことかという問いに対して、「執行を命ずるときは、それぞれ慎重な判断の上に、記録も精査して執行を命ずるという次第でやっています」、「私の能力の及ぶ限りで、この者が実行行為をしたのかどうかということを最大の重要事項といいますが、検討するのはそういう意味で当然のことだろうと思っています」と言っています。これが袴田事件に対する彼の答えなわけです。

しかし、自分が検討すれば、冤罪であるかどうかというが分かるということ自体、たいへんナンセンスな話です。袴田事件では、一審、二審、三審の裁判所が全部見落としてきた。審理を重ねた上でも証拠が捏造されているということを見抜けなかったわけです。ところが、彼は、自分はそれを見抜くことができるということです。傲慢という外ありません。更に彼は、捜査機関による犯人のでっち上げや証拠の捏造、弁護人の弁護の怠慢や過誤、自白偏重や無罪推定の原則の放棄や鑑定結果の妄信など司法制度の抱える問題や、責任能力の問題とか、量刑の誤判の問題、今の死刑制度が抱えている幾多の問題について、完全に見落としています。繰り返しになりますが、袴田事件で明らかとなったのは、一から三審まで裁判が行われ、当時であれば最新のDNA鑑定が行われたにもかかわらず、そして、自白のほとんどが強制による自白であるとして排除されたにもかかわらず、そして第一次再審請求が行われたにもかかわらず、どの裁判所も袴田さんに死刑を宣告したという司法の不可避の構造的な欠陥です。谷垣法務大臣一人が慎重に判断するという問題ではないのです。

そして、彼は、最後にこういうことを言い切っています。「再審請求をしているということで死刑を執行しないという立場は取っていません」というわけです。今まで法務省は事実上、再審申立をしている、恩赦の出願をしているということで死刑を控えてきたわけです。過去に一件だけ例外がありましたけれども、それ以外は全て、再審の請求中、あるいは恩赦の出願中は死刑の執行をしてこなかったわけです。にもかかわらず、彼はこれに反することを言ったわけです。これはどういうことかということ、現在死刑確定者は129人ですが、その中で89人が再審請求中、24人が恩赦の出願中なわけです。この人

たちに対し、再審請求をしたところで、恩赦の出願をしたところで、執行するぞということを、事前に予告したわけです。つまり、過去法務大臣が取ってきた最低限の自制を、彼ははいよいよ取っ払うことを宣言したわけです。彼は、死刑に異議を言うことを認めないわけです。ですから、私どもは、ますます厳しい状況を迎えつつあります。

### 3、スーパー・デュープロセスを

ちょっと離れてお話をさせて頂ければと思います。死刑を無くすためには、死刑を少なくしていかなければならないと思います。死刑は裁判所で決まるわけですから、死刑の判決を少なくしていかなければならない。死刑判決を少なくしていくためには、弁護士は最大限の努力をしなければならないと思うわけです。残念ながら、私は、今回の一審の弁護人の弁護はまずかったと思っています。ですから、私たちは、まずい弁護をどうやって克服していくかということも考えていかなければならないと思います。

日弁連ではいま、アメリカの法曹協会にならって死刑弁護のガイドラインを作ろうとしています。アメリカではスーパー・デュープロセスという理念が連邦最高裁で確認され、死刑事件は命という絶対的なものが危険にさらされるのであるから、他の事件に比して、特別の弁護、特別の手続が必要であるとされています。国選弁護人には、1件につき約4000万円もの報酬が出されています。また、弁護人には、弁護士以外の専門家、具体的には、家族やルーツなどの成育調査などを専門とする調査員を雇うこともできるわけです。そういうものを日本でも実現できないかということで日弁連などが動き始めているわけですが、日本の中では、そう簡単に期待できないし、近い将来に実現することは困難だろうと思うんです。それではどうするかということなんですけれども、私はやはり死刑事件が少なくなる制度を新設すべきであろうと思っています。それは死刑判決の全員一致制と、終身刑の創設であろうと思うんです。2008年に死刑廃止を推進する議員連盟が死刑全員一致制及び終身刑の創設という法案を作りました。終身刑という新しい法律を死刑と無期懲役との間に作る。そして裁判員裁判で死刑が過半数を占めるも全員一致でないときには終身刑にするという法案だったわけです。私は、この法案を日本でも早急に実現すべきであると思うんです。日弁連は死刑を廃止して終身刑の導入と言っていますが、そうではなくて、死刑と終身刑のどちらかを選択させるということが必要であろうと思うんです。それによって死刑判決が確実に減っていく、そういう中で初めて死刑廃止に向けて議論ができ、かつ死刑廃止が現実化していくのだらうと思っているわけです。死刑廃止の前に具体的に死刑を減らしていくための制度作りを、頑張っていかなければならないと思っています。

もちろん、死刑全員一致制はもとより終身刑の創設もとても困難なことです。ですから、私たちは、今、何をなすべきか、それは、命の大切さを訴え、さらに死刑の構造的な欠陥を訴え、終身刑が死刑に替わりうることを、終身刑があれば死刑を適用する必要がないことを、広く社会に訴え、議論を巻き起こすことが必要だと思います。

私は、特に死刑事件の弁護人の人たちに呼びかけたいのですが、個別の裁判の中で、全員一致制をそして終身刑を訴える、具体的には、裁判員に対して、「全員一致でないと死刑という結論を出すべきでないこと」、「判決に仮釈放を認めないという刑の執行に対する意見を付して死刑を回避すること」を訴え説得することだと思います。スーパー・デュープロセスを法制度として実現することは事実上不可能です。ですから、私たち弁護人は、スーパー・デュープロセスを、法廷の場で、裁判官や裁判員を説得してその内容を実質的に実現する以外に方途はありません。全員一致制もそうする中で実現する以外にはないのではないかと考えています。

ちょっと話はそれますが、今回の死刑執行が行われる日の未明、東京拘置所で岡崎茂男さんという死刑囚が亡くなりました。岡崎さんは、118号事件という事件で、1986年に盛岡で強盗殺人、1989年に郡山で身代金目的誘拐殺人などをやったということで死刑判決を受けた人です。この118号事件では3人が死刑判決を受けました。2011年1月29日、熊谷昭孝さん、67歳、仙台市内の病院で死亡。2013年8月15日、迫康裕さん、73歳、仙台拘置所で死亡。それから今回、2014年6月26日、岡崎さん、60歳、東京拘置所で死亡。つまり死刑が確定した3人が皆さん処刑されることなく獄中で病死するということになったわけです。この事件で、私は最高裁から岡崎さんの弁護人につきました。この事件は共犯者7名の事件でして、岡崎さんを除いた人が早くに捕まり、第一審の途中で岡崎さんが逮捕されるという事件でした。岡崎さんを除いた人たちは、捜査段階で岡崎さんが主犯であるという供述をしたものですから、岡崎さんが主犯であるということで裁判が始まっていきました。岡崎さんと他の共犯者との間に大変厳しい対立がありました。誰が共犯かということで、法廷で言い合いになるような厳しい裁判だったわけです。その結果、岡崎さんを含めて3人が死刑になったわけですが、この3人についての弁護人は、お互い、とにかく3人に死刑を執行させないということで頑張ろうと。主張は真っ向から対立しているわけですが、死刑をさせないという一点で頑張ろうということによってやってきました。再審請求が棄却されても、粘り強く再審請求を行ってきました。その結果、3人は執行されることなく、獄中で不自由ながら命を全うすることができたということになるわけです。

岡崎さんはこの中で60歳と一番若い年齢だったわけですが、70歳後半、つまり80歳前ぐらいの風



貌でした。歳を取って歩けず、車椅子でしか動けない状態でした。コーヒーキャンデーが好物でした。何故、彼はこんなにも歳を取ってしまったのだろうか。それはひとえに死刑への恐怖だったんだろうと思います。もしこれが終身刑であったなら、彼はそれなりに生きる道を見つけていたでしょうし、そういう中で被害者への謝罪も弁償も出来たでしょうし、恩赦という機会に恵まれることもあったのではないかと今では思っています。繰り返しになりますが、弁護人が、自分の依頼者の命が続く限り、弁護し続けるのだということは当然のことですが、それだけでは死刑が減るわけはありません。死刑を実際に減らせるだけの制度と言いますか、アイテムが用意されなければならないと思います。私たち弁護人が、裁判員と裁判官に対し、「なぜ死刑にしなければならないのか、死刑でなくてもいいじゃないか」と言える刑、つまり終身刑を用意する、それが必要だと思うんです。私は刑事弁護をやっていて、9人の裁判員・裁判官ら全員を説得することは不可能です。しかし私は、一人ならば確実に説得できると思っています。そのために、全員一致制が必要です。全員一致制と終身刑の創設、弁護人にそういうアイテムをぜひ用意してもらいたいというのが、今日の私の皆さん方へのお願いです。

## 裁判員経験者から見た今回の執行

田口真義（裁判員経験者の交流団体まとめ役）

今回の川崎政則さんに対する死刑執行の報道に接し、私が最初に気になったのは知的障害、広汎性発達障害という部分です。大阪地裁での裁判員裁判で出された、アスペルガー症候群の被告に対する求刑越えの判決が頭をよぎりました。この判決は上級審で是正されています。精神科の医師や社会福祉士が介在し、刑罰ではなく、社会内での福祉の観点からのケアを、という考え方が裁判所や法務省に芽吹いてきたところに、出鼻をくじかれるようなことが起きたことは、たいへんショックです。今日の資料にある川崎さん直筆のアンケートを読むと、自分の行為が人の命を奪うという認識があったのかどうか。この文面が、例えば法廷で裁判員の目の前に出されたならば、たいへん失礼なんですけれども正常な方とは感じられないと思うんです。ところが、実際に本人の言葉を法廷で直接聞いた裁判官がいるにもかかわらず、あるいは弁護人にしても責任能力に異常なしという判断をしてしまったというところに違和感というか疑念が残ります。

今年の2月、私を含む裁判員経験者（死刑判決を出した裁判員経験者の3名も含む）が自筆で署名した、「死刑執行停止の要請書」を、法務大臣及び法務省、副法務大臣と刑事局局長、矯正局局長、法務局局長という、死刑執行命令書にサインする方々に

提出しました。日本の新聞ではベタ記事での報道がほとんどだったんですが、ジャパントイムズという英字新聞では一面トップ下に掲載され、この出来事に対して、世界と日本ではこういう肌感覚の違いがあるんだなと感じたことを覚えています。

要請書は、一つは、とにかく一度、死刑の執行を停止してほしいということです。一足飛びにいきなり廃止ではなくて、まず一度立ち止まろうと。更に死刑に関する情報を公開して下さい。それをもとに、政治家レベルではなく、市井レベルでの国民的議論が必要なのだと訴えています。

裁判員制度が導入され、死刑判断には裁判員がかかわります。裁判員は私たち一般市民。だから私たちが情報を知り、考えて議論する必要があります。裁判員になるかもしれない可能性というのは、死刑にかかわる可能性と同じ確率なはずで、議論するには正しい情報公開が必要ですが、現状は密行主義で、大部分が明らかにされない中で執行が行われています。死刑判断を実際にされた裁判員経験者の方々も、自分たちの判断の当否や死刑の存廃ではなくて、そこが実現されない限り、自分たちの判断を含めて執行は停止されるべきだということで、この要請書に乗っていただきました。

私たち国民を死刑の判断にかかわらせるのであれば、そのことについての情報はすべからず公開されるべきで、それがないうちに判断をさせるということはたいへん乱暴なことです。裁判員経験者の方に、守秘義務に触れない範囲で評議室での様子を聞いたところ、死刑についての裁判官からの説示は、「死刑は確定から6カ月以内に行われます」「執行方法は絞首刑です」という2点のみだったということでした。それ以外の情報がない。死刑の実際であるとか、踏み込んだ部分について、評議室のなかの9人が何の知識もないままで重要な判断をしていることは凄く恐ろしいことだと思います。それをさせる／しなければいけないということの不条理さとか、不自然さを、どうにかしたいというのが今回の要請書の出発点でした。

要請書を提出した2月以降、4カ月余り執行はありませんでした。裁判員裁判で出た死刑判決21件のうち、4件が確定しています。要請書を提出した流れから、執行があればマスコミの方から連絡があるものだろうと思っていましたが、当日の午前中は普段と変わらず過ごしていました。仕事場でふと開いたインターネットのネットニュースで執行の事実を知り、不意打ちというか意表を突かれたという思いで、一気に呆然としてしまったということが正直なところでした。

法務大臣の会見では、法に定められている以上、執行は厳正に行われなければならないと。その言葉は本当に悔しいんですが、正論なんだろうと思います。それに対して、廃止でも停止でも、どちらでもいいので、私たち市井レベルから声が上がり、法的な措置を促していく。いままで揺るがなかった法



を少しでも変化させるということが大事なんだろうなと思いつつも、執行されたという事実が受け止められず、無力感を味わっていました。

今年12月には、死刑についての賛否を問う世論調査が行われます。設問自体にも問題がありますが、私たちは死刑について何も情報を得ていない中で死刑について「賛成ですか、反対ですか？」と聞くこと自体が、そもそもナンセンスです。死刑とはこういうものです。こういうふうに行われて、こういう結果があってという説明や、執行の様子、あるいは死刑確定者の心情などを詳らかにして、その上で、なお、「あなたは死刑を支持しますか、しませんか？」という聞き方が正しいのだと思うんです。私を含め、裁判員経験者全員が正しい証拠、正しい知識のもとで判断をしなければならないという体験をしておりますので、正しい判断材料の提示、情報公開の重要性というのはかなり大きいと思っています。国・法務省が一手に抱えている情報、考えるための判断材料。そのきちんとした公開がされなければいけないと思います。

裁判員の経験をした後にフォーラムやCPR、アムネスティと御一緒させて頂くようになり、勉強していく中で感じたことですが、これは文化なのか、という思いがあります。僕を含め、恐らくここにいる皆さんが、生まれた時から死刑のある国で生きてきました。法律に死刑があり、死刑がある文化の中で生きてきた。一方、生まれた時から死刑がない国、今現在死刑を廃止している国、執行を停止している国もあります。思い出すのは2011年にノルウェーで起きた連続テロ事件です。生き残った17歳の少女は、「彼がこれだけの憎しみを見せたのなら、私たちはどれだけ愛せるかということを示しましょう」という犯人に対して死刑という発想が全くないコメントをしました。そのコメントを読んだとき、ああ、この子には生まれた時からそういう発想がないのだと。親もそういう考えを持っていないし、そういう中で育ってきている。こういう文化はすごく大事なのだなと思いました。

日本では判断材料になる情報がないため、私たちは無批判に「人を殺したら死刑だ」という文化を

受け入れ、構築し、塗り固めているのかもしれませんが。今回の執行に対しても、半年ぶりの執行にもかかわらず、世の中がさほど騒ぐことなく、するりと受け入れてしまったという印象があります。グローバルスタンダードという言葉で、多岐にわたる分野での世界基準、国際化が叫ばれていますが、その一方で、死刑については「あるからあるでしょ」という考え方でいる稚拙さ。無知のままにしていること。この矛盾を、どうしても僕は言いたくて、各方面で活動をしています。とにかく一度立ち止まって、死刑をめぐる問題にきちんと向き合うべきです。誰が向き合うべきかといえば、法務大臣や政治家もそうなのかもしれませんが、真に向き合うべきは、今まで官僚、法務省、拘置所の職員任せ、国任せにしてきた私たち市民だと言いたかったんです。「あるからあるんだ」という単純なものではなく、「なぜ、あるのか」ということを考えてほしい。

「人を殺したらいけない」というのは人間である以上、当たり前の価値です。しかし、罪を犯した人、人を殺した人に対して、背景がどうあれ、人を殺したのだから、死んで償うという形で死の制裁を加えることは、当たり前のことなのでしょう。これはまさに排除であり、世の中から抹消することになります。人を殺してはいけないことは当たり前ですが、このように排除することも当たり前のことなのでしょう。これは無謬の原則なのかということ、最後に申し上げたいと思います。私は排除ではなくて寛容。殺したり、死をもって償うという考え方ではなく、生きていくなかで、何かやり方を探していきたいと思っています。もう一度繰り返しますが、「あるからある」ということだけで考えることを止めてはいけないと思います。これは死刑に限らず、集団的自衛権や特定秘密保護法についても、日常のことについてもそうですが、「なぜ」という感覚。これを麻痺させてはいけないということを経験から、改めて学びました。

最後に改めて、亡くなられた被害者の3名、そして川崎さんという4つの命にご冥福をお祈りして話を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

## 死刑日録

- 6月24日 福岡高裁（古田浩裁判長）は筒井郷太さんの控訴を棄却、死刑判決。
- 6月26日 大阪拘置所で川崎政則さんが死刑執行される。
- 6月26日 未明、岡崎茂男さんが急性呼吸不全のため東京拘置所で死去。享年60歳。
- 7月2日 沖倉和雄さんが脳腫瘍のた

- めのため東京拘置所で死去。享年66歳。
- 7月16日、幾島賢治さんが肝不全のため名古屋拘置所で死去。享年67歳。
- 7月24日 国連規約人権委員会、日本政府に対し死刑制度について、廃止を十分に検討することや、死刑が適用される罪の数を減らすことなどを勧告。また、人権上の配慮から、死刑囚や家族に対して執行日時の事前通知や、死刑囚を特

別な場合を除いて独房に閉じ込めないことなども求めた。（本誌14頁参照）

- 7月25日 麻薬密輸の罪で中国で死刑が確定していた50歳代の日本人男性に大連の拘置所で死刑が執行された。死刑確定は2013年8月。

（8月17日現在確定者128人。執行停止中を含む）

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

# アメリカ死刑廃止最前線

堀和幸（京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会代表）

◆以下に掲載するのは5月24日、文京区民センターでフォーラム90が行った集会、「死刑廃止へ向かうアメリカ」での講演を整理したものである。

これからお話しする話はあくまで個人的な見解というか私の意見ですので、その点、頭に置いておいて頂けたらと思います。

この2年間に、テキサス州と、ワシントンD.C.と、カリフォルニア州サンフランシスコ、この3カ所を調査する機会がありました。

まず、「なぜアメリカなのか」。いわゆる先進国と言われる国の中で、死刑を制度として存置しているのは、アメリカと韓国と日本だけだと、よく言われます。ただ韓国は16年以上執行されていない。アメリカも国全体として死刑を存置しているわけではなくて、50州中18州、約3分の1はもう廃止されている。ただし、まだたくさんの州で死刑制度が残っている。アメリカで死刑について何が議論され、何が問題とされているのかということを知り、経験し、見聞きするのは、我々にとっても何らかの参考になるのではないかとということで、アメリカに視察に行ったわけです。

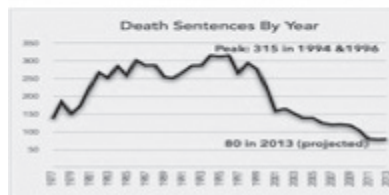
昨年2月にテキサスに、終身刑の導入と死刑の廃止・減少がどう関係しているのか、あるいはしていないのかということを知りたくて参りました。ワシントンD.C.では、アメリカの死刑廃止について、どんな人々・団体がどんな活動をされているのかということを知りたくて参りました。今年3月にはサンフランシスコに行きました。ここは、2012年に死刑廃止の州民投票が行われました。極めて僅差で死刑廃止の州民投票が否決されたんですけれども、死刑の存廃をめぐる議論、あるいは運動が盛んであるということを知りましたので、そこに調査に行こうということになったわけです。

## アメリカの死刑の動向

まず、アメリカの死刑はどんな状況か。アメリカの「死刑情報センター」というところが出している年次レポートのグラフです。上が死刑の執行で下が死刑判決です。どちらも最盛期と比べると、減少傾向にある。判決で見ますと、最盛期の315から最近では79乃至80ということで、4分の1ですね。また、その半分が、テキサスとかフロリダという南部の州で行われている。執行も85から39と半分以下になります。それもほとんどがテキサスやフロリダということで、判決も執行も減っており、現実に判決や執行が多いのは南部の州に限られているということ

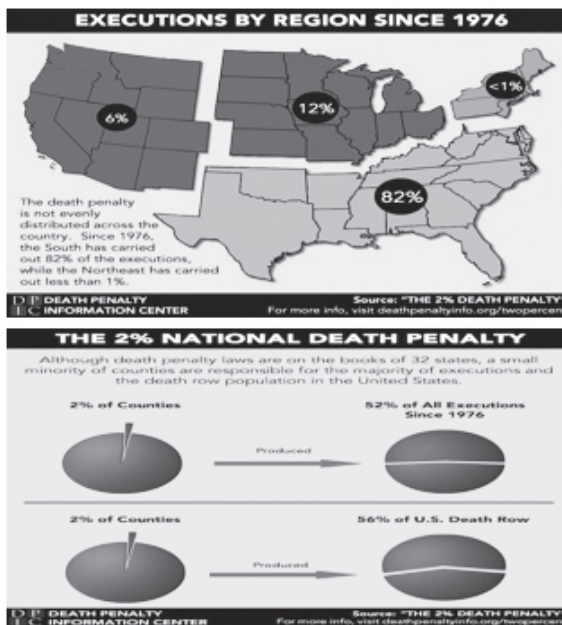
が分かると思います。また廃止の州も18州になりました。

もう一つ、アメリカの死刑の動向で知っておいて頂きたいのは、地域的な格差、相違です。左側のグラフ、これも死



<http://www.deathpenaltyinfo.org>

刑情報センターのホームページから取ってきたんですけれども、アメリカで死刑の合憲判決が出て、死刑執行が復活した1976年以降の死刑の執行の数を、地域ごとに見たものですが、南部の州で82%を占めている。あとの州は、特に北東の方は1%に満たない。南部の方に執行が偏っている。現実には、毎年執行を続けている州は9州ですから、全体の5分の1にしすぎません。



廃止・減少の理由ですが、大きく分けるとまさに冤罪の問題、それから人種差別の問題です。有色人種の方が、白人よりも死刑になる可能性が高いということ。それから犯罪の抑止効果はあまりないのではないかと。こういう地域的な偏在があるということ



とは、普遍的な効果がある制度ではないということの一つの証拠になるのではないかと思います。あと費用の問題。これは後で詳しく述べますが、死刑事件を運営するには非常に大きな費用がかかる。これがアメリカにおいては非常に大きな死刑廃止の理由になっております。

そして、最近では薬物注射が問題化されていて、オクラホマ州では6カ月間死刑の執行停止を知事が決めたということも報道されています。また、もっと最近の話ですと、テネシー州でも薬物注射ができないので、元の電気椅子に強制的にする。今は電気椅子と薬物を選択できる州もあるそうなのですが、電気椅子一本という法案が通過したというニュースがありました。もちろん、これについてはいろんな批判がありますけれども、それぐらいアメリカは刻々と揺れ動いているというのが現状です。

### テキサスの死刑

そして、テキサス州についてです。面積は約69万キロですから、日本の倍近くあり、人口は約2470万人。日本よりはずっと少ないですけども、アメリカで2番目に人口が多い、非常に大きな州だし、政治的にも共和党の牙城でアメリカでは大きな力を持っている。アイゼンハワー、リンドン・ジョンソン、ブッシュのお父さんと息子さんと、4人も大統領を輩出しています。スポーツが盛んだし、政治的にも非常に保守的な州です。ですから、全米で死刑の判決も執行も最も多い。昨年で、1976年以降500人を執行した。全米でダントツのトップだと言われています。

ただし、テキサス州でもやはり死刑は執行も減少傾向にあります。特に判決を見ますと、2004年から2005年にかけて減っていて、最近では9とか8とか、10弱で横ばい、という状況になっております。判決、執行ともにアメリカ全国で一番多い。そういう中で2005年、今から9年前に、仮釈放のない終身刑を導入します。そうすると、判決なり執行が減少傾向にある。それと終身刑の導入とが、どんな関係にあるのか。あるとしたらどの程度の関係なのか。それを視察しようということで行ったわけです。皆さんご存じのように、日本には仮釈放のない終身刑はありませんから、これは終身刑が実際に導入されたところに行かないとわかりませんので、行ってまいりました。(以下テキサス報告は略。本誌129号参照)

テキサスでは統計上は、2005年以降、判決や執行が右肩下がりになっている、という傾向はあまりうかがえない。だいたい10件前後。ただ、2004年から2005年については判決はだいぶ減りました。しかし一方で、実際に刑事事件に携わっておられる弁護士や検察官は、いずれも「死刑は減った」と言っておられた。実感としてはそうなんでしょうね。今まで死刑になるような事件が、実際には終身刑で終わっているというケースが増えたんだと思います。だからもし終身刑が導入されていなかったら、もし

かしたら、右肩上がりにどんどん死刑判決も執行も増えていたかもしれない。そういう意味では、終身刑は、少なくとも死刑の判決や執行の増加を止めたという力はあったのかもしれないというのが、私の個人的な感想です。そういう意味では、終身刑は死刑の代替刑になりうるのではなからうかと。

では終身刑を導入するにしても、いまのまま死刑を存置したままテキサスのように導入するか、それとも死刑の代替刑として導入するかという問題。また、テキサスで勉強してきたのは「スーパー・デュー・プロセス」という言葉と、死刑事件には費用がかかるということなんです。今まで「デュー・プロセス」というのは勉強したんですが、「スーパー」がつくと、なんだろうかと。また、死刑に費用がかかるってなんだろうかと。私個人は、そういう事実を初めて知ったのがこのテキサス調査だったので、今後の宿題として残りました。それが去年の2月でした。

### ワシントン D.C. 調査

次に、去年9月、テキサスと一緒にいった弁護士の中の大阪の有志の方々と一緒に、ワシントン D.C. に行ってきました。ワシントン D.C. には死刑廃止に取り組んでいる団体の本部・本庁もあります。「死刑情報センター」の代表のリチャード・ディーターさんにも会いました。ここは死刑に関する情報、数字とか論文を客観的に情報発信している。なぜかという、死刑に関する議論は、「死刑は残虐だ」とか「殺された人の命はどうなるんだ」という感情的な議論ではなくて、やはり客観的なデータ、今、死刑はどうなっているのか、どのようにされているのか。薬物注射ってどんなものなんですか、ということなど、客観的なデータ・事実に基づく議論が必要であるということで、そういう情報をどんどん発信する。死刑廃止を直接の目的とするわけではありません。ディーターさん自身は、「私は死刑廃止論者であるとみんなから見られている」と言っておられ、特に否定はしていませんでしたけれども。HPを見れば、アメリカにおけるほぼすべての死刑に関する情報を知ることが出来るといっても過言ではないと思います。

次に、全米死刑廃止連盟。これがなかなかの組織で、死刑廃止フォーラムもこれぐらいの組織になってくれたら凄いと思うんですけども。質ではなくて量がね。人間とか、資金の面でこれぐらいの組織になったら日本の死刑廃止運動も進むんじゃないかと思うんです。これは全米で最大の、死刑廃止を目的とする市民団体です。本部がワシントンにある。各州に外郭団体があり、ヨーロッパにも外郭団体を持っている。死刑廃止運動についてのノウハウ、例えばどういうふうにかンペーンするか、議員にどう働きかけるのか、あるいは一般市民にどう働きかけるのかということ、ここが各外郭団体に発信して、あるいは人を送り込む。あるいは指導者のトレーニングを行う。毎年キャンプを催して、トレーニ

ングをしているそうです。去年3月にメリーランド州で死刑が廃止された時にも、やはり人を送って、どうやれば廃止運動が成功するのかということも、いろいろ教えて、メリーランドの廃止にも我々は大きく貢献したと言っていました。ライアン・ターニー代表曰く、いま、廃止州は18州。アメリカ50州の過半数の州が死刑を廃止すれば、恐らくアメリカの最高裁は、過半数の州が廃止しているということは、死刑は残虐だと。アメリカにも日本と同じように残虐な刑は禁止するという憲法がありますので、違憲判決が出されるんじゃないかと。今年はなかったですけども、これまで毎年一つの州が廃止していますので、そうすると、あと10年経てば28州ですから、あと10年後ぐらいには最高裁が違憲判決を出して、死刑は廃止されるんじゃないだろうか、と言っておられました。ここの予算は年間1億3000万円ぐらい。ほとんど寄付です。たくさんの人と沢山のお金を使って精力的に活動されている団体です。

それから、ここでスーパー・デュー・プロセスを勉強して来ました。アメリカの死刑制度は、結局9審制なんですね。日本でいう地裁、高裁、最高裁。ここで有罪あるいは死刑が確定するという、ここまでは日本とそんなに変わらないかと思いますが、そのあとに、確定判決の手続きに誤りがなかったかということで、ポスト・コンヴィクションという、確定後の手続きが、まずは州レベルで3段階あって、さらに連邦レベルで3段階ある。最後は連邦最高裁ですが、簡単に言うと、9段階を経るわけです。非常に長い時間と大きな費用と労力がかかるというのは、分かっていただけではないかと思います。そして、確定前手続きには、弁護士、検察官、陪審員、裁判官等に不適切な言動はなかったか？ 事件記録の精査、担当弁護士、証人や被告人等へのインタビューや再鑑定。確定審の審理が公正ではないと判断された場合は、無罪ではなく、審理のやりおなが命じられることになる。死刑事件では、この全ての段階で国選弁護士が選任される。死刑事件以外では確定後手続きには国選弁護士は選任されない。このように事実上死刑事件は9審制、時間と費用がかかる。テキサスで聞いたのは1件当たり、1億から2億、あるいは数億円かかるんだという話でした。

次に、アメリカ法曹連盟（ABA）のガイドライン、いわゆる死刑事件の刑事弁護については、どんな手続きが保障されなければならないかということ、非常に詳細に決めた指針があります。2003年に制定されてもう10年ぐらい経ちますが、死刑事件について、身柄拘束から死刑の執行、あるいは釈放に至るまでの全ての手続きにおいて、実質的な弁護のためにはどんな弁護活動をせねばならないのかとか、あるいは弁護士や調査員が何をしなければならないのか。あるいは、そのために州や裁判所は何をしなければならないのかということが、非常に細かく記載されています。ロビン弁護士によりますと、2003年に指針を決めるまで、弁護人の活動にはいろいろ

と問題がある人もいた。だから、活動の質の向上を目指すために、こういう指針をABAとして作ったんだと。例えば、必ず弁護人は2人以上でないといけないとか、あるいはアメリカではその人の生い立ちとか、責任能力とか精神状態を調べるための弁護士以外の調査員という人がいますが、調査員もちゃんとつけないといけない。そのための費用もちゃんと出さないといけないなど、いろんな細かい規定があります。もちろん州が決めたものではないので強制力はないが、確定後の手続きの時に、確定前の手続きの中で、弁護士や州でも裁判所でもABAのガイドラインに決められたことをやっていなかったということが、一つの破棄、取り消しの理由になっている。そういうのが先例として出てくる中では、やはりこのABAのガイドラインが一般的に認知されている状況になってきたと言っておられました。

ABAとはアメリカ法曹連盟ですから、弁護士だけではなく、裁判官も検察官も含むのです。そういう意味では、非常に説得しやすいと思いました。これによって刑事弁護の質が非常に向上した。もちろん刑事弁護の質が向上することによって、それだけ刑事事件の弁護人の活動について、お金がかかるようになった。だから費用が格段に高くなったということも言っておられました。

バージニア州のジェラルド・ブルース・リー裁判官は連邦の裁判官でしたので、連邦の死刑事件について非常に詳しく説明して頂きました。具体的な数字も出てきて、死刑求刑事件で弁護費用の中間の値が49万ドルですから、約5000万円ぐらい。最高が178万ドルですから、1億7800万円ぐらい、やはり数千万円から場合によっては億を超える。弁護費用が高くなればなるほど、死刑事件の割合が減少する。つまり、費用が高くなれば、それだけ充実した弁護活動ができて、それによって死刑判決も減少するという説明をされていました。この裁判官も15年の弁護士としての経験があるから、弁護士が充実した弁護活動をするには費用がかかることは、自分にはよく分かる。死刑事件ですと、その事件に専念しないとイケないので、事務所経営も大変だと、非常に弁護活動には理解のあるお話をいただきました。

そして、ABAの「死刑適正手続き審査プロジェクト」のサラさんという若いバリバリの弁護士さんが、死刑の適正手続き審査プロジェクトに専念されている。この審査プロジェクトというのは、2003年にABAの基準ができたので、各州がこのABAの基準に則ってどのような死刑事件の弁護活動、あるいは裁判がされているかをチェックする活動をしておられます。各州の死刑の歴史であるとか、証拠の採取から収集・保存はどのようにされているか、検察官、弁護人はどういう活動をしているかなど、非常に細かな項目を逐次チェックしています。特に、地元の検察官、裁判官、弁護士、あるいは学者に依頼して調査をする。12州がやっと終わったとおっし



やっていました。これも ABA の HP で見られるのですが、500、600 頁もある、非常に詳細な報告書を作っています。彼女も、「10 年後には、恐らくアメリカでは死刑はなくなるでしょうね」と。彼女は今、この仕事に専念されているので、10 年後に死刑が廃止されたら、私は別の仕事を見つけなければいけないと、非常に嬉しいような大変なような話をしておられました。アメリカでは死刑の廃止、死刑の最前線で取り組んでおられる方々の印象からしても、アメリカの死刑廃止は、近くはないけど遠くもない、ロードマップが見えていて、トンネルの出口は見えているな、という感じでした。これが日本と全然違うんです。

### カリフォルニア州民投票前後

そして最後ですが、サンフランシスコに行きます。州民投票で負けましたけれども僅差でしたので、どんな議論をされているのかということを見に行きました。

人口は、テキサス州を抜いて最大、約 3700 万人。先ほど 18 州が死刑廃止と紹介しましたが、それはほとんど北東の方の人口、面積ともに小さな州が多いんですね。イリノイ州は大きいですが、そういう意味では、大きい州で死刑廃止した州は、まだないと思うんです。だからカリフォルニアで死刑が廃止となると、全米に大きな影響を与えるのではないかと思います。

カリフォルニア州は、1976 年に死刑の合憲判決が出て、1978 年から復活する。その際に州民投票で復活を決めたから、廃止するのも州民投票を経るという説明でした。1978 年に死刑を復活したときに、LWOP つまり終身刑も導入された。ただし、死刑判決はあるが、1978 年以降の執行数は 13 に留まっていますし、2007 年以降の執行はない。薬物注射に違憲判決が出たので、5 年以上執行がない。また、州民投票で 53% 対 47% という僅差で廃止法案は通らなかったけれど、次は 2016 年、大統領選挙の年に州民投票が予定されているので、お会いした皆さんは、また次の州民投票へ向けての意欲を示しておられました。

いろいろな団体や個人とお会いしたのですが、いくつか紹介します。

「デス・ペナルティ・フォーカス (DPF)」という全米死刑廃止連盟の外郭団体があります。カリフォルニア州で死刑廃止に取り組んでいる市民団体です。サンフランシスコに事務所があり、今度の州民投票でも中心的活動をされました。一般市民だけではなく、弁護士であり推理小説家でもあるジョン・グリシャムとか、ショーン・ペンとかスーザン・サランドンという『デッドマン・ウォーキング』主演のお 2 人とか著名人もサポーターです。

デスペナルティ・クリニックというロースクールの中にある一つのセミナーがあります。ここは一年間ぐらいそのセミナーに入って、実際の死刑事件の

記録を読んだり、教授や弁護人のアシスタントをしたり、死刑一般についての勉強をして、将来的にロースクールに通れば、死刑事件のスペシャリストになれるような、そういう一つのコースです。

私が個人的に興味があったのは、マリオン・パニアーさんという方です。彼女は、終身刑は確定囚の心情には良くない、たとえ死刑廃止の代替刑としても終身刑を導入することは、あまり良くないのではないかとっておられました。彼女は世界で死刑を廃止した国が、どんな経過をたどるかということの研究しておられるのですが、新たに代替刑として終身刑を導入した国はないそうです。アメリカで死刑廃止をした州は、もともと終身刑が存在していたので、死刑を廃止して、その代りに代替刑として終身刑を導入した国はないというふうに彼女は言っておられます。

次に「インサイト・プリズン・プロジェクト (Insight Prison Project)」という受刑者の社会復帰のために仮釈放を促進するという団体です。その方法なんですけど、ソフトつまり心の中からその人を変えていこうと。例えばヨガをやったり、修復的司法で被害者や被害者遺族と対談したり、内省を深めて、自分は今まで何をやって来たのか。なぜこんなことをやったのか、何がいけなかったのか。何を变えていかないといけないのか。これを考えてもらって、自分自身を変えていくんだというプログラムだそうです。感動的だったのは、無期刑でサンクエンティンに 20 年以上服役されていた A さん、当時は無期刑といっても実際に釈放されることはほとんどなく、今の日本の無期刑のような状態だったそうです。ですから、刑務所から出ることもなくて、一切考えなかった。精神的にも非常にやつれていて希望のない生活をしていたときに、このインサイト・プリズン・プロジェクトに出会った。しかし「そんなこと言っても、出られるわけない」と当初は悲観的だったんですが、姪御さんか、姪御さんの子どもさんが小学生ぐらいだった時に、「おじさん、いつかは出られるよ」と励ましてくれた。それが心の支えになってプロジェクトに参加するようになって、ヨガをやったり、被害者と対談したり、自分の内省を深めていく。自分の過去を振り返って、自分の嫌なことばかり考えるわけですから、辛かったが、経過することによって、生まれ変わることが出来た。やっと夢であった仮釈放がかなって、いま我々の前で自分の経験を語れるようになった。この方は非常に話が上手で、分かりやすい。長い間刑務所におられた方とは思えないような説得力があって、印象的な話でした。彼自身も涙を浮かべながら話すので、こちらもちよっと涙を浮かべながら聴いていましたけれども、それぐらい感動的な話をうかがうことが出来ました。

それからイノセンス・プロジェクト。ここは冤罪を見つけ出すという、ロースクール内の実習プログラムとしてあるようです。冤罪者を釈放すること、

それについて学生にも学んでもらうということを目的にしています。実際には、毎年数千件の申請があるそうです。14年間で10000件以上。実際に書面審査まで行くのは6000ちょっと。そして実際に調査したのは73件。釈放に至ったのが17件。そういう意味では非常に厳しいですけれども、たくさんの事件を審査しているということでした。

それから、「セイビング・アカウンタビリティ・フル・エンフォースメント (Saving Accountability Full Enforcement SAFE)」という団体。分かりやすく言いますと、州民投票を先ほどのDPFと一緒に中心的に活躍された活動の団体で、アメリカ自由人権協会の一部門です。やはり先ほども言いましたが、コスト論を中心にして市民に訴えかけたけれども、最後には僅差で負けてしまった。ただ、コスト論を中心とする廃止論というのは、今までの死刑廃止論者だけではなくて、犯罪の被害者、あるいは遺族、法の執行官、警察官、刑務所の看守、検察官とか。そういう方にも一定の支持を得ることが出来たと。だからあそこまで僅差の票を取ることが出来たのだと言っておられました。

犯罪被害者とか冤罪被害者の方ともお会いしました。死刑は望まないということで、検察官に死刑を求刑するなど働きかけ、なんとか死刑を求刑させずに判決で死刑を免れることが出来たということ、切々と話しておられました。やはり遺族の方も、なぜ死刑に反対するのかといった時に、息子が殺されたのは、地域で教育も十分になされていないという状態があって、結局息子もそういうところで亡くなってしまった。もっと学校教育制度を改善し、あるいは経済的格差を改善し、犯罪が起こらないような社会なり地域を作っていたら、息子のような被害者が出ることはなかったという観点から死刑に反対し、死刑に使う費用があれば、社会での犯罪防止だったり被害者遺族の支援に回した方が良いということを切実に言っているわけです。

「リーガル・サーヴィセズ・フォー・プリズナーズ・ウィズ・チルドレン (LSPC)」。ここは家庭のある服

役者のための団体で、家族との絆をできるだけ保とうということなんですが、最近では仮釈放もある終身刑の人に、仮釈放で外に出て行ってもらうという活動を積極的にされている団体です。

## まとめ

アメリカでは1972年に違憲判決が出て、76年に合憲判決が出て、死刑が復活しました。しかしここでは、死刑の適用は厳格でなければいけませんよということが強調されている。そして97年にABAが死刑執行停止のモラトリアムの決議をしている。2003年にはABAのガイドラインが出来た。2007年には、76年以降初めてニュージャージー州で死刑が廃止された。2011年にはイリノイ州で死刑が廃止されましたが、この時には冤罪が大きな理由になった。そして2013年段階では18州が廃止している。やはりアメリカは、小さいですけれども、動いています。

それでは、どんな活動がこれを支えているのかというと、まず情報提供は死刑情報センターです。廃止運動については、全米死刑廃止連盟であるとか、デスペナルティ・フォーカスという市民団体。冤罪問題については、イノセンス・プロジェクト。140名を超える死刑確定者の冤罪を発掘してきた。一方では弁護活動。死刑が存置されている間については、少なくとも厳格にしないよということについて、ABAやその他の弁護士の団体がある。こういうふうにいるんな団体が相互に横の連絡を取りながら、アメリカの死刑廃止に向けてゆっくりかもしませんが、確実な動きをしている、というのが私の印象です。

先ほども申し上げましたが、10年後には過半数の州で死刑が廃止され、最高裁の違憲判決が出る。そして死刑廃止になると皆さん言うておられます。さて、その時に日本はどうするのだろうか、と思ったのが、アメリカ調査での私の最後の溜息でございました。

### 自由権規約委員会の日本政府に対する勧告

#### 死刑制度 (暫定訳: 日弁連)

委員会は、19の死刑相当犯罪のうち数罪が、死刑を《最も重大な犯罪》に限るとの規約の要請を充たしていないこと、死刑確定者がいまだに死刑執行まで最長で40年の期間、昼夜間独居に置かれていること、死刑確定者もその家族も死刑執行の日以前に事前の告知を与えられていないことについて、依然として懸念を有する。さらに委員会は、死刑確定者とその弁護士との面会の秘密性が保証されていないこと、死刑執行に直面する人が“心神喪失状態”にあるか否かに関する精神面の検査が独立していないこと、再審請求あるいは恩赦の請求に死刑執行を停止する効果がなく、有効でないことに留意する。そのうえ、袴田

巖の事件における場合を含め、強制された自白の結果として様々な機会に死刑が科されてきたという報告は、懸念される事項である (2、6、7、9及び14条)。

締約国は、

- (a) 死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科する犯罪の数を死の結果を含む最も重大な犯罪に減少させ;
- (b) 死刑確定者とその家族に対し予定されている死刑執行の日を予め合理的な余裕をもって告知すること、及び、死刑確定者に対して非常に例外的な事情がある場合であり、かつ、厳格に制限された期間を除き、昼夜独居処遇を科さないことにより、死刑確定者の収容体制が残酷、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いはまたは刑罰とならないように確保し;

- (c) とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保証し、かつ、拷問あるいは虐待により得られた自白が証拠として用いられることがないよう確保することによって、誤った死刑判決に対する法的なセーフガードをすみやかに強化し;
- (d) 委員会の前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5、パラ17) の観点から、再審あるいは恩赦の申請に執行停止効果を持たせようとして死刑事件における義務的かつ効果的な再審査の制度を確立し、かつ、死刑確定者とその弁護士との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保証し;
- (e) 死刑確定者の精神面の健康に関する独立した審査のメカニズムを確立し;
- (f) 死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書への加入を考慮するべきである。



# 公開市民集会

## 裁判員制度と死刑

### —裁判員経験者からの提言—



「2009年に始まった裁判員裁判は、補充裁判員も含めて年間1万人以上の裁判員経験者を生み出し続けている。候補者登録通知の受理者に至っては、その約30倍の人数だ。いずれ日本中の有権者が何かしらの形で関わることになる。それは決して他人事ではないということを示唆しているにもかかわらず、裁判員裁判の実相はあまり知られていない。

(田口真義・編著『裁判員のあたまの中—14人のはじめて物語』現代人文社刊)より。」

もし、あなたが裁判員に指名され、死刑判決に関わることになったら……。裁判員経験者の田口真義さんとともに、また、京都弁護士会の堀和幸弁護士とともに、裁判員制度と死刑について考えてみたいと思います。

★日時：2014年8月30日(土)

午後2時～4時

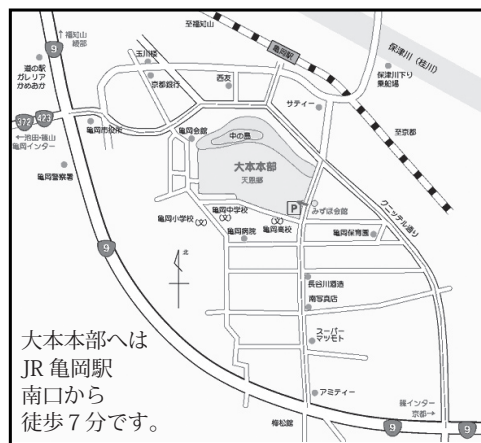
★場所：大本本部 みろく会館3階  
京都府亀岡市天恩郷

★講師：田口真義さん(裁判員経験者)  
堀和幸弁護士(弁護士の立場から)

★会費：無料(どなたでもご参加下さい。)

★問合：大本本部 0771-23-2145

担当：木村且哉(きむらかつや)



主催：第24回死刑廃止全国交流合宿実行委員会  
死刑廃止を求める京都にんじんの会  
「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク  
京都から死刑制度の廃止を目指す弁護士の会  
死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90実行委員会

# 死刑映画週間Ⅱ 京都 (10月11日～17日)

京都にんじんの会

私たち「京都にんじんの会」は10月11日から17日までの一週間、「京都シネマ」を会場に「死刑映画週間Ⅱ」を開催する。一昨年に初めて取り組み、延べ535人もの方々にご来場いただいた——このような企画自体が成立しない日を一日も早く実現しなければいけないのだが——イベントの第二弾である。死刑を描いた、又は関連する作品を一日一回上映し、終映後にはいずれの会もゲストを招き、アフタートークを持つ。

テーマは「死刑とは何か?——死刑について考えるとは、命について、社会について、国家について考えること」。今回、とりわけ考えたいのは三番目である。代表的な国家殺人は死刑と戦争だ。世界でも数少ない存置国となった現在まで、この社会は「国家が人を殺すこと」の是非を総体的に考え抜く営為をネグレクトし続けてきた。その一方で、現在の政権与党は「戦争」ができる国へと突き進み、国家殺人の両輪を得ようとしている。時代への危機意識から、今回は日本の戦争と戦後問題を扱った作品も用意した。

フィクションを通じて他者の生を知り、目を背けようが現実には存在する難しい問題について考える。これが芸術作品の力である。同じ空間で映画を観て、命、社会、国家について考える場をつくりたいと、一同、願っている。それ自体が、切り縮めた言葉が跋扈し、知性の欠片もない者たちが権力を振るうこの社会への一つの異議申し立てだと思う。

作品とゲストは以下。11～13日は午前10時台開

始、トークは午後1時から。14日～16日は午後7時台開始、終映後トーク。最終日は午後6時台開始、終映後トーク (正確な時間は「京都シネマ」や当会HPで後日掲載)。

【11日】『休暇』(門井肇、2007年、日本) 高山佳奈子さん(京都大法学部教授、死刑廃止のための世界学識者ネット、比較刑法) × 永田憲史さん(関西大法学部准教授、刑事学)

【12日】『軍旗はためく下に』(深作欣二、1972年、日本) 太田昌国さん(民族問題研究者)

【13日】『執行者』(チェ・ジンホ、2009年、韓国) 堀和幸さん(京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士会の代表) ※終了後は法学部の現役学生との対談あり

【14日】『再生の朝に一ある裁判官の選択一』(リウ・ジエ、2009年、中国) 石原燃さん(劇作家) 聞き手: 岡真理さん(京都大人間・環境学研究科教授、現代アラブ文学)

【15日】『執行者』 張恵英さん(立命館大コア研究センター客員研究員)

【16日】『休暇』 金尚均さん(龍谷大法科大学院教授、刑法)

【17日】『A』(森達也、1998年、日本) 森達也さん(作家、映画監督)

料金は当日1200円(前売り: 1回1100円 / 3回3000円 / 5回4000円。取扱いは「京都シネマ」など。ぜひご来場ください。

## 死刑弁護人 & 約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先: 合同会社 東風 TEL: 03-5919-1542

約束上映会

◎9月7日(日) 13:30

会場: レディヤンかすがい(愛知県春日井市)

主催: 日本国民救援会 春日井小牧支部

TEL: 090-7853-6285

◎10月4日(土) 14:00, 18:30

会場: 北海道旭川市 サン・アザレアホール

主催: 日本国民救援会 旭川支部

### 【編集後記】

◇9年間で34名の死刑囚から367点の絵画作品が寄せられたが、私たちは9月にそのほぼ全作品を公開する予定だ。連続10日間という私たちにとっては長帳場の活動となる。文字の作品も毎年多数応募があり、応募作品からこれまで5点の単行本が刊行されている。

8月末の合宿、絵画展、10月集会和デモ、ニュースや絵画展パンフ、年報死刑廃止の作成など、最も忙しい2ヶ月になりそうだ。ちなみに年報の今年の特集は「袴田事件と飯塚事

TEL: 0166-53-2501

◎10月25日(土) 10:00、14:00

会場: 目黒区民センター(東京都目黒区)

主催: 「約束」上映実行委員会

TEL: 080-1136-7379(独立映画センター)

◎11月9日(日) 11:00、14:00

地域: 新潟県上越市 高田世界館

主催: 日本国民救援会 上越支部 TEL: 025-524-7016

## インフォメーション

死刑廃止全国合宿 in 京都

8月30日(土)～31日(日) 亀岡市大本本部

(詳細本誌前号19頁参照)

件」、10月集発売開始である。

◇9月初めに内閣改造が予定されており、谷垣法相は今期で退任だというのが、辞め時にまたいらぬことをせぬ心配だ。

◇林真須美著『和歌山カレー事件 獄中からの手紙』が創出版から刊行された。ぜひ一読を。

◇この6、7月のひと月足らずの間に死刑確定者が3名、相次いで獄死した。その一人、幾島賢治さんが死刑制度について記した遺書がある。誌面の都合上、今号に掲載できなかったが、次号に掲載したい。(F)